

埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金については、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付となる経費は、市町村が埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金実施要綱に基づいて事業を実施する場合に要する経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表の県費補助基準額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の各条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請手続)

第5条 市町村は、規則第4条第1項の申請書を様式第1号により作成し知事に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、規則第11条により補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、市町村は事業完了後（第4条第2項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領後）速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える額を補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に返還することを命ずる。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管して置かなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 特別の事情により、第3条、第5条及び第8条に定める算定方法、手続きによるところができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 2 0 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 5 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 2 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。